

お手続き事前受付利用規定（窓口一括受付）

1. （お手続き事前受付の利用）

(1)お手続き事前受付（以下「事前受付」といいます）は、次の各号の取引を当行窓口にて事前に受付することをいいます。

- ①本人名義の普通預金・当座預金・貯蓄預金・納税準備預金の入金、出金
 - ②本人名義の振込
 - ③本人名義の税金、公共料金、その他諸料金の払込み（納付期限後等で当行が取扱いできないものを除く）
 - ④第2条第1項にもとづき届け出たグループ企業等（以下「グループ企業等」といいます）名義の普通預金・当座預金・貯蓄預金・納税準備預金の入金、出金
 - ⑤グループ企業等名義の振込
 - ⑥グループ企業等名義の税金、公共料金、その他諸料金の払込み（納付期限後等で当行が取扱いできないものを除く）
 - ⑦本人名義とグループ企業等名義間の資金移動（振替）
 - ⑧グループ企業等名義間の普通預金・当座預金・貯蓄預金・納税準備預金の資金移動（振替）
- (2)前項各号の取引は、外貨預金は対象外です。また、前項に記載のない預金種類でのお取り扱い、現金でのお取り扱い、通帳記帳のみのお取り扱い、小切手等証券類の受け入れはできません。
- (3)入金、出金、振込、および払込みはすべて本人名義またはグループ企業等名義の預金からの振替により取り扱います（以下、入金、出金、振込、および払込みのための資金を出金する本人名義またはグループ企業等名義の預金口座を「振替資金引落口座」といいます）。
なお、届け出の印章による記名押印があれば、通帳の封入またはキャッシュカードの提示がなくても預金を出金します。
- (4)取引の依頼にあたり、処理日をご指定ください。処理日は、当行窓口にて依頼する日の2営業日以上後の日付をご指定ください。
- (5)事前受付の利用は当行の窓口営業時間中に限ります。

2. （グループ企業等）

- (1)グループ企業等名義での取引を利用する場合は、当行所定の方法によりグループ企業等名義の口座を届けるものとします。
- (2)グループ企業等名義での取引を利用できる対象名義口座は前項で届け出をおこなっているグループ企業等名義口座に限ります。

3. （利用申し込み・利用方法）

- (1)当行に第1条第1項①の口座を持つ法人および個人事業主の方は、事前受付の利用を希望する場合に、当行所定の利用申込書の提出により申し込みできます。当行が申し込みを適当と判断し承諾した場合に利用契約が成立するものとします。
- (2)利用契約成立後、当行所定の「お手続き事前受付専用袋」（以下「事前受付専用袋」といいます）を交付します。
- (3)事前受付専用袋は、第三者に利用されないよう本人およびグループ企業等にて保管してください。
- (4)事前受付を利用する場合は、次の各号の書類等（以下「封入物件」といいます）を事前受付専用袋に入れ封緘のうえ、お取引店の窓口にお渡しください。事前受付専用袋以外の袋に封入された封入物件は受付できません。
 - ①取引に必要な依頼書、その他の書類、帳票
 - ②取引に必要な小切手、払戻請求書
 - ③封入物件に記載したお手続き事前受付明細票（以下「事前受付明細票」といいます）お預かりの際に受取証を発行いたします。受取証には、受取日時（ご依頼日）およびお預かり件数が記載されているため、手続完了まで保管ください。
- (5)処理日が異なる場合は、処理日ごとに分けて事前受付専用袋に入れてください。
- (6)事前受付に使用する事前受付明細票および事前受付専用袋は、お取引店の窓口にてご請求ください。
なお、事前受付専用袋は開封すると開封したことがわかるシールを使用しているため使い捨てとなります。お手続き完了後は、当行にて破棄します。

4. （封入物件の処理）

- (1)当行が窓口で封入物件をお預りする際は事前受付専用袋の個数単位で受領し、指定された処理日の営業時間中に封入物件を当行所定の手続きにより確認のうえ処理します。
- (2)この取扱いにあたり、封入物件と事前受付明細票の記載内容が相違する場合および入金と出金などの資金移動の組み合わせが特定できない場合、当行では、処理できない場合があります。また、当行はご依頼の取引について、次の各号の方法により処理します。この方法で処理したことにより生じた損害については、当行に過失がある場合を除き、当行は責任を負いません。
 - ①封入物件に形式不備または記載相違の不備があった場合には、当行から電話連絡のうえ依頼内容の確認・封入物件の不備補正を行い、確認した依頼内容に基づき処理します。
 - ②振込・払込みに必要な資金の総額と、振込資金・払込資金等に充当するための小切手、払戻請求書または証書に記載の金額とが相違している場合には、当行所定の方法にて連絡のうえ、依頼内容の確認を行い、再依頼内容に基づき処理します。
 - ③入金、出金、振込または払込みの処理時点で、入金、出金、振込または払込みに必要な資金の総額が、振替資金引落口座から払い戻すことのできる金額（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます）を超える場合には、当行から電話連絡のうえ依頼内容の確認を行い、再依頼内容に基づき処理します。
 - ④当行にて開封した事前受付専用袋内の封入物件に記載された氏名・名称、届出印を当行届け出内容と照合し、相違ないと認めた場合は、本人およびグループ企業等より依頼されたものとして取り扱います。

5. （領収書等の返却）

領収書等は、当行の手続終了後、郵送で当行届け出のご住所あてに返却しますので、遅滞なく処理結果を確認してください。

6. (届け出事項の変更等)

- (1) 氏名・名称、代表者、住所、グループ企業等、その他届け出事項に変更があった場合には、ただちに当行所定の方法により届け出てください。
- (2) 前項の氏名・名称、代表者、住所、グループ企業等、その他の届け出事項の変更の届け出前に生じた損害については、当行に過失がある場合を除き、当行は責任を負いません。
- (3) 届け出のあった氏名・名称、住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着もしくは到達しなかったとき、または本人がこれを受領しなかったときでも、通常到達すべき時に到達したものとみなします。

7. (損害の負担等)

- (1) 事前受付の利用にあたり、災害・事変その他不可抗力による損害、事前受付専用袋の不完全な封緘、その他当行の責によらない事由により生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (2) 事前受付を第 1 条第 1 項に定めのない取引に利用し、損害が生じても、当行は責任を負いません。また、これにより当行または第三者が損害を受けたときは、その損害を賠償してください。

8. (解約等)

本契約は、本人または当行の都合によりいつでも解約することができます。ただし、当行に対する解約の通知は書面によるものとします。また、解約に際しては、当行が交付した事前受付明細票および事前受付専用袋をただちに当行へ返却してください。

なお、本人名義の契約の解約をおこなった場合、届け出しているグループ企業等名義での取引も解約となります。

9. (譲渡、転貸等の禁止)

事前受付の利用権は、譲渡、転貸または質入れすることはできません。事前受付専用袋についても同様とします。

10. (規定の準用)

この規定に定めのない事項については、当座勘定規定、普通預金取引規定等の該当する預金規定および振込規定により取り扱います。

11. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上